

高齢者及び障がい者虐待対応支援業務担当職員（会計年度任用職員）募集要項

募集人数		・ 2 名程度（令和 8 年 4 月 1 日任用予定）				
業務内容		・ 高齢者及び障がい者に対する虐待の防止に関する区職員等への指導及び助言 ・ 権利擁護関係業務（成年後見制度等）に関する区職員等への支援 ・ その他事務補助				
勤務場所 （部署名）		大阪市北区中之島 1－3－20 大阪市役所 2 階 大阪市福祉局生活福祉部地域福祉課（相談支援グループ）				
勤務条件等	勤務時間等	午前 9 時から 午後 5 時 15 分まで（休憩 45 分） 週 4 日（30 時間）				
	休 日	土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始 月曜日から金曜日のうち所属長が指定する 1 日				
	報酬等	<table><tr><td>報酬（月額）</td><td>165,300 円～211,700 円</td></tr></table> ・ 採用されるまでの職歴等によって上記の範囲内で決定されます。 ・ 期末勤勉手当について、1 年目は 3.605 月分ですが、再度の任用がされた場合、2 年目以降は 4.6 月分となります。 ・ 上記の他に通勤手当等が支給されます。 ・ 上記報酬等は募集時点のものであり、給与改定等により採用時に変更されることがあります。		報酬（月額）	165,300 円～211,700 円	
	報酬（月額）	165,300 円～211,700 円				
休暇等	会計年度任用職員の勤務時間、休日、勤務時間に関する規則に基づき付与されます。 <table><tr><td>年次休暇</td><td>付与日数：12 日 ※本市での継続勤務年数によっては追加付与される場合があります 付与期間：令和 8 年 4 月 1 日 ～令和 9 年 3 月 31 日</td></tr><tr><td>特別休暇</td><td>【有給】 ・ 夏季休暇 ・ 産前産後休暇 ・ 配偶者分べん休暇 ・ 育児参加休暇 ・ 忌引休暇 ・ 結婚休暇 ・ 災害時による通勤時の出勤困難な場合 等 【無給】 ・ 生理休暇 ・ 妊娠障害休暇 ・ 育児時間休暇 ・ 子の看護休暇※・ 短期介護休暇※ ・ ドナー休暇 ※別途取得要件あり</td></tr></table> 上記の他に 育児休業等制度、介護休暇制度、病気休暇制度があります （別途取得要件あり）		年次休暇	付与日数：12 日 ※本市での継続勤務年数によっては追加付与される場合があります 付与期間：令和 8 年 4 月 1 日 ～令和 9 年 3 月 31 日	特別休暇	【有給】 ・ 夏季休暇 ・ 産前産後休暇 ・ 配偶者分べん休暇 ・ 育児参加休暇 ・ 忌引休暇 ・ 結婚休暇 ・ 災害時による通勤時の出勤困難な場合 等 【無給】 ・ 生理休暇 ・ 妊娠障害休暇 ・ 育児時間休暇 ・ 子の看護休暇※・ 短期介護休暇※ ・ ドナー休暇 ※別途取得要件あり
年次休暇	付与日数：12 日 ※本市での継続勤務年数によっては追加付与される場合があります 付与期間：令和 8 年 4 月 1 日 ～令和 9 年 3 月 31 日					
特別休暇	【有給】 ・ 夏季休暇 ・ 産前産後休暇 ・ 配偶者分べん休暇 ・ 育児参加休暇 ・ 忌引休暇 ・ 結婚休暇 ・ 災害時による通勤時の出勤困難な場合 等 【無給】 ・ 生理休暇 ・ 妊娠障害休暇 ・ 育児時間休暇 ・ 子の看護休暇※・ 短期介護休暇※ ・ ドナー休暇 ※別途取得要件あり					
社会保険		共済組合（短期組合員）、厚生年金保険、雇用保険				
服 務		・ 地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。 ・ 営利企業への従事（兼業）については可能です。ただし、その場合でも、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。				

任用期間		令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ※勤務実績に応じて再度任用される場合があります。(2回まで)
受験資格		次の(1)～(3)の受験資格をいずれも満たす者 (1) 次のいずれかに該当する者 ・社会福祉士又は社会福祉主事の資格を有する者 ・保健師又は看護師の資格を有する者 (2) Word、Excel等のアプリケーションを使用しての文書作成、集計作業等の基本操作ができる者(資格不問) (3) 地方公務員法第16条(欠格条項)に該当しない者 【地方公務員法第16条(抜粋)】 (欠格条項) 1. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者 4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 ※年齢、学歴は問いません。 ※日本国籍を有しない方も受験できます。ただし、日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は採用されません。
選考方法		小論文試験 採用申込時に、提出します。
		面接試験 面接時間・面接場所：受験票送付時にお知らせします。
受験手続	提出書類	応募書類・小論文課題をメール・郵送・持参にて下記「問い合わせ先」にご提出ください。 ※メールでの連絡(受験票・合否結果)が難しい方には郵送で受験票等を送付しますので、返信用封筒(宛先を記載し、110円切手を貼付したもの)2通をあわせてご提出ください。 ※各様式は、大阪市ホームページから取得してください。なお、下記「問い合わせ先」でも配布しています。 ※採用申込書、及び申し立て書は本市所定の様式に限りします。
	応募書類	・会計年度任用職員(福祉局高齢者及び障がい者虐待対応支援業務担当職員)採用申込書 ※過去3か月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。 ※本市所定の様式(両面印刷)に限りします。 ※後掲の問い合わせ先まで受取に来ていただくか、大阪市ホームページから取得してください。 ※採用申込書は、ボールペン等を使用して記載してください。(消すことができるペンや鉛筆不可)
		・申し立て書(地方公務員法第16条各号に該当しないこと) ※本市所定の様式に限りします。 ※後掲の問い合わせ先まで受取に来ていただくか、大阪市ホームページから取得してください。
		・「受験票」送付用の定型封筒(長形3号) ※必ず宛先を記載のうえ、110円切手を貼付してください。(メールでの申込の場合は不要)
		・登録証又は免許証の写しなど有資格であることがわかる書類
	小論文課題	小論文課題(選考用に作成したもの) 「高齢者・障がい者虐待対応にかかわる業務を通じて、あなたが最も重視したいことについて」 ※文字数：800字程度 (市販の原稿用紙を使用するか、パソコン等により作成してください。)

	受付期限	令和 7 年 12 月 16 日（火曜日）午後 5 時まで【必着】
	提出時の 注意事項	・郵送にて提出される場合は、封筒表側に「会計年度任用職員採用申込書等在中」と朱書きし、必ず簡易書留（または簡易書留に準ずるもの）で送付してください。なお、料金不足の場合、受付は行いません。 ・メールにて提出される場合は、メールの件名に「会計年度任用職員採用申込」と記載してください。 ・送付に際して発生した事故については責任を負いません。 ・書類等に不備がある場合は、選考試験に受験できないことがあります。
	受験票送付	採用申込書の内容から受験資格の有無を確認し、受験資格のある方へ受験票をメールにて送付します。 ※受験票は、令和 7 年 12 月 19 日（金曜日）頃にメールにて送付する予定です。確実にメールが受信できるようにメールドメイン受信設定をしてください。 ※メールでの連絡が難しい方には郵送で受験票を送付しますので、採用申込時に返信用封筒（宛先を記載し、110 円切手を貼付したもの）をご提出ください。 ※採用申込後、受験資格があるにも関わらず、なお、令和 7 年 12 月 24 日（水曜日）までに受験票が届かない場合は 25 日（木曜日）に大阪市福祉局生活福祉部地域福祉課（相談支援グループ）（06-6208-8086）へ連絡してください。
	合格者の決定	（１）合格者は小論文試験、面接試験を総合的に判定し、決定します。 ※合格基準を定めていますので、一定の基準に達しない場合は不合格となります。 （２）結果は可否に関わらず本人に文書で通知します。（令和 8 年 1 月中旬発送予定） なお、電話等でお問い合わせにはお答えできません。 （３）合格者は、採用候補者名簿に登載され、当該名簿に記載されたものの中から採用予定者を決定します。 （４）採用候補者名簿に登載された採用予定者以外の者は、採用予定者の採用辞退等で欠員が生じた場合に、その都度、採用予定者とします。なお、採用候補者名簿の登録期間は、令和 9 年 3 月 31 日までです。 （５）採用候補者名簿に登載されても、採用時期が令和 8 年 4 月 2 日以降になる場合や、採用されない場合があります。 （６）合格後、若しくは採用候補者名簿の登録後に受験資格がないこと又は申込みの内容に虚偽が認められた場合には、合格・登録を取り消すことがあります。
	その他特記事項	・この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。 ・受験に際して大阪市が収集した個人情報は職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。
	問い合わせ先 (書類提出先)	大阪市福祉局生活福祉部地域福祉課（相談支援グループ） 〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20 電話：06-6208-8086 ファックス：06-6202-0990 メールアドレス：fa0262@city.osaka.lg.jp ＊開庁時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前 9 時 00 分から午後 5 時 30 分まで ＊最 寄 駅：Osaka Metro 御堂筋線「淀屋橋」駅、京阪電車 京阪本線「淀屋橋」駅・中之島線「大江橋」駅

応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したのですが、心得た上で申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】（抜粋）

（倫理原則）

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

（職員倫理規則）

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあつては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと